

4、5年 保護者 各位

東京都立三鷹中等教育学校長
藤野 泰郎

令和3年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、別紙のとおり、令和3年度「多子世帯における都立学校授業料等支援事業授業料等減額手続のお知らせ」を配布いたします。

内容を御確認いただき、申請を希望される方は、申請書類を経営企画室にて受領していただくか、ホームページ上から申請書類書式をダウンロードして、必要事項を記載の上、下記のとおり御提出ください。

何か御不明な点等ありましたら担当までお問い合わせください。

記

1 支援対象となる世帯

下記の両方に該当する世帯であること。

- (1) 保護者等が扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

(令和3年度の場合、平成10年4月2日以降に生まれた子)

- (2) 所得制限により就学支援金の支給対象とならない世帯(就学支援金不認定又は就学支援金不申請であって、世帯年収が概ね910万円以上)

※令和3年度の認定となるため、年齢の基準日が令和3年4月1日となります。

2 申請の受付期間

年間を通して随時申請受付

※令和2年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業が認定だった方は早めに申請してください。

3 提出書類

- (1) 授業料等減免申請書
(2) 扶養親族等状況届
(3) 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

4 提出先

東京都立三鷹中等教育学校 経営企画室

【 問い合わせ先 】

東京都立三鷹中等教育学校 経営企画室
電話 0422-46-4181 栗原 武藤